

平成30年度 文部科学関係税制改正要望事項の結果

(概要)

要望が認められたもの

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象
拡充【法人税等】
- (2) 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承
認を受けるための要件の緩和等（内閣府・厚生労働省との共同要望）【所得税等】
- (3) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税
の税率の引上げ（厚生労働省との共同要望）【たばこ税等】
- (4) 2019 年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
【法人税等】
- (5) 美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税】
- (6) 障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設【固定資産税等】

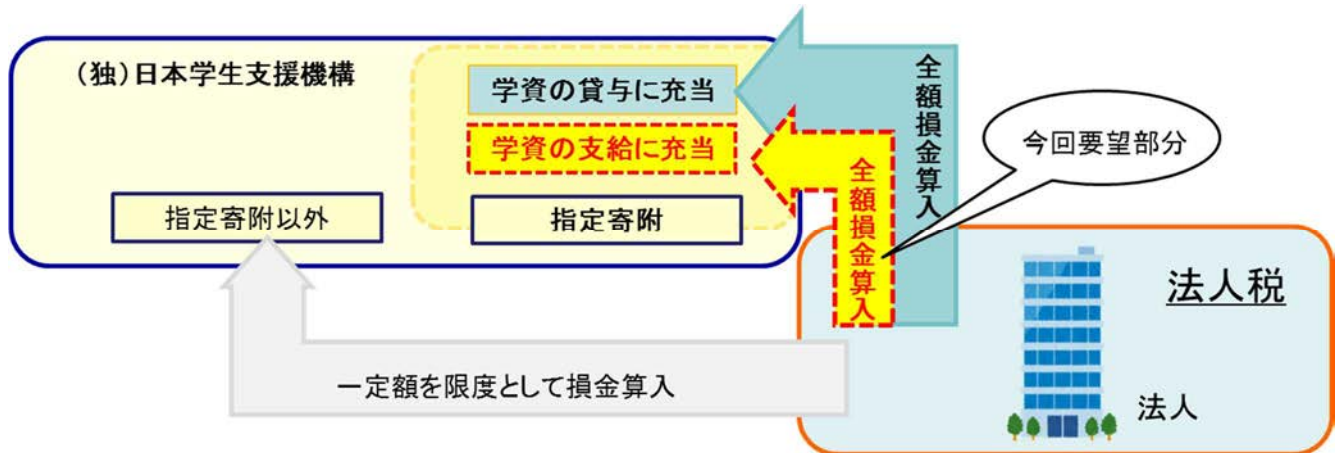
(参考)その他要望していたもの

- ゴルフ場利用税の廃止【ゴルフ場利用税】
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の
所要の措置【所得税等】
- 私立学校等への寄附に係る寄附金控除の年末調整対象化【所得税等】

○ 要望が認められたもの

(1) 独立行政法人日本学生支援機構に係る指定寄附金の給付型奨学金への対象拡充【法人税等】

(独)日本学生支援機構に対する法人からの寄附金で、貸与型奨学金に充てられるものについては全額を損金算入できるところ、新たに創設した給付型奨学金についても対象とする。(指定後は事務的に一年ごとに更新)



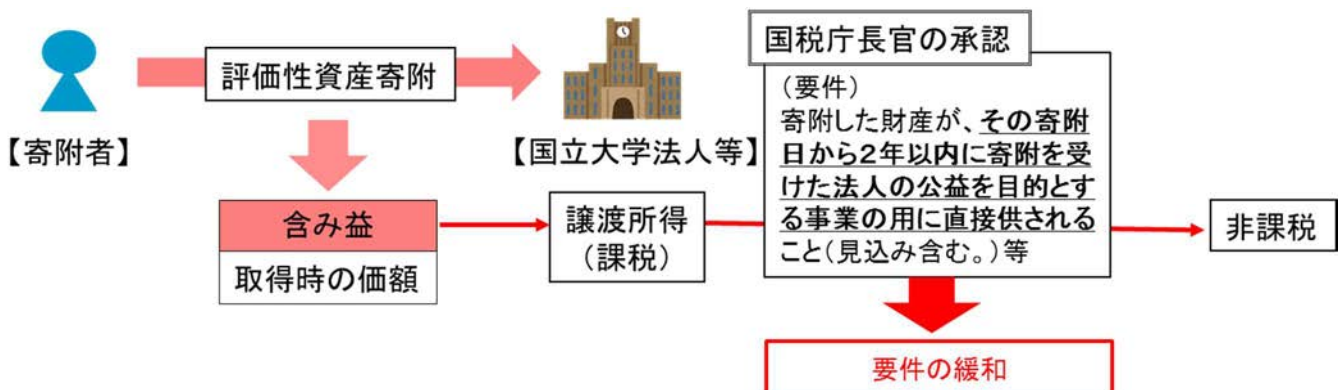
(2) 国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等 (内閣府・厚生労働省との共同要望)【所得税等】

国立大学法人や国立研究開発法人等(※1)に対して個人が現物資産(土地、建物、株等)の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件も緩和。

学校法人等(※2)についても、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続が簡素化される特例の要件の対象資産に新たに株式等を追加。

(※1) 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人、公益社団法人、公益財団法人

(※2) 学校法人、社会福祉法人



(3) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ（厚生労働省との共同要望）【たばこ税等】

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き厳しい財政事情にあることや国民の健康増進の観点等を踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準を見直す。（他、加熱式たばこの課税方式の見直しを行う。）

なお、たばこ税の税率の引上げがなされることにより、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツによる健康増進や青少年による喫煙の防止にも貢献するものと考えられる。

（たばこ税の税率の引上げ内容）

- ・ 紙巻たばこについて、たばこ税率の引上げを、2018年10月から実施することとし、2018年10月、2020年10月、2021年10月にそれぞれ、1本当たり1円ずつ計3円引き上げる。

※国及び地方のたばこ税の税率（1,000本当たり）の引上げ内容

	現行	改正後
国のたばこ税	5,302 円	6,802 円
地方のたばこ税 （都道府県たばこ税） （市町村たばこ税）	6,122 円 (860 円) (5,262 円)	7,622 円 (1,070 円) (6,552 円)
合計	11,424 円	14,424 円

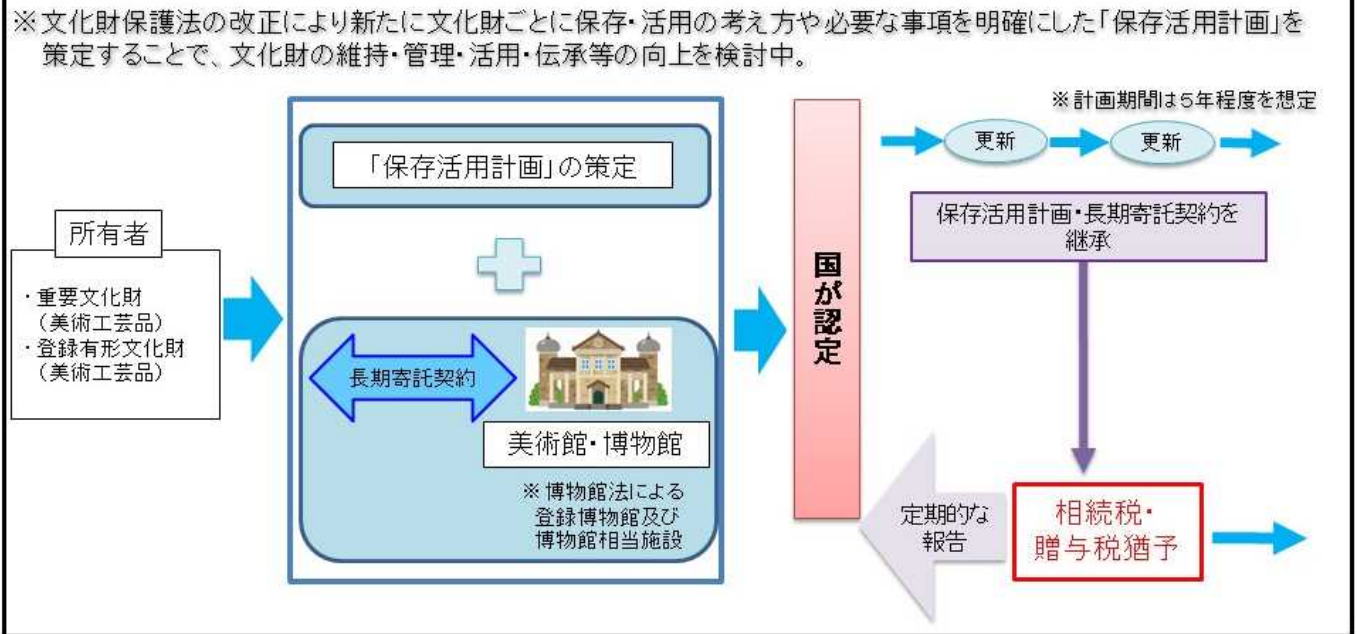
(4) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置【法人税等】

2019年ラグビーワールドカップ主催者（RWCL（ラグビーワールドカップ・リミテッド））からの要望を踏まえ、ラグビーワールドカップ2019組織委員会からRWCLに対して支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の措置を講ずる。
（現行制度の運用で対応）

※2015年英国大会においても、開催国において同様の措置がなされている。

（５）美術品・文化財に係る相続税の納税猶予の特例の創設【相続税】

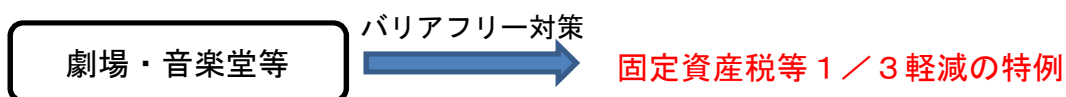
文化財保護法の改正を前提に、改正法に基づく保存活用計画を策定し、国による認定を受け、美術館等に寄託・公開された重要文化財・登録有形文化財（美術工芸品）について、相続税の納税猶予の特例を創設する。これにより、美術品・文化財の次世代への確実な継承と、公開・活用を促進する。



（６）障害者に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例の創設【固定資産税等】

障害者・高齢者に対応してバリアフリー対策を行い、基準（※）を満たした劇場・音楽堂等（主に実演芸術の公演を行うためのもの）に対し、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を設ける（平成32年3月まで）。これにより、国民が障害等の有無に関わらず、文化芸術に親しむ環境を整備する。

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項「建築物等移動等円滑化誘導基準」



参 考

○文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第2条第3項

- ・文化芸術に関する施策の推進に当たっては（中略）国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。